

貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類

(1)貸付料の額の算出の基礎

政令等で定められた各費目の額の計上方法は、それぞれ次の通りとする。なお、項目はすべて消費税込みとする。

(収入)		
①貸付料	会社における料金収入・計画管理費の収支差を、貸付料として会社から受け入れるものとして計上。	
②占用料等	占用料等として受け入れる額を計上。	
③出資金	該当なし。	
(支出)		
①管理費等	機構の行う業務の計画等に基づいて算出した額を計上。	
②支払利息	機構の債務残高、想定した金利条件に基づき算出した額を計上。 将来調達金利は1.40%(H26)と設定	
③無利子貸付金	該当なし。	
(債務額)		
①債務残高	承継債務額及び会社からの引受債務並びに収入の①から③までと支出の①から③までの額の収支差に基づき算出した額を計上。なお、債務残高は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)」に基づく高速道路利便増進事業のため、平成20年度において一般会計に承継する機構債務を反映し、平成22年度及び平成25年度において高速道路利便増進事業の計画変更に伴い見直し。	
②会社からの引受債務	有利子借入金	会社における新設・改築等の事業計画に基づき、各事業の完成毎に、これに要した債務を会社から引き受けるものとして算出した額を計上。
	社会資本借入金	
	無利子借入金	

(2) 貸付期間の算出の基礎

(1)の考え方に基づき策定した機構の償還計画において、収支差で承継債務額及び会社からの引受債務の返済を完了し、出資金の残高を減少させてその額がなくなる日をもって、道路資産の貸付期間満了の日とする。

作成した償還計画は、添付の「機構の収支予算の明細」として記載。